

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に成立した犯罪被害者等基本法の中で、犯罪被害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の主体であることが宣言され、それを受け犯罪被害者を支援する施策は一定の拡充が図られてきました。しかし、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い状況です。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受けられる制度や、国による損害の補償制度といった財政支援策は不十分であり、また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を含む施策の取組状況を見ると、地域によって大きな格差があります。

よって、国会及び政府は、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、必要な措置を講じること。
2. 犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続面での負担を軽減する対策を講じること。
3. 犯罪被害者の誰もが被害直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による犯罪被害者支援弁護士制度を創設すること。
4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターについて、都道府県に最低1か所の設置に向け、人的・財政的支援を行うこと。
5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方自治体が犯罪被害者支援条例を制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

枚方市議会議長 野村 生代

〈提出先〉

衆議院議長

国家公安委員会委員長

参議院議長

男女共同参画担当大臣

法務大臣